

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年12月8日
【中間会計期間】	第9期中（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）
【会社名】	エキサイト株式会社
【英訳名】	Excite Japan Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山村 幸広
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー20階
【電話番号】	03(5488)6809
【事務連絡者氏名】	取締役チーフ・フィナンシャル・オフィサー兼財務経理部長 中島 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー20階
【電話番号】	03(5488)6809
【事務連絡者氏名】	取締役チーフ・フィナンシャル・オフィサー兼財務経理部長 中島 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日
売上高 (千円)	2,243,796	2,914,429	4,254,244	4,812,421	6,345,563
経常利益 (千円)	144,087	180,679	323,093	313,208	578,201
中間(当期)純利益 (千円)	140,482	180,204	502,017	312,636	566,263
持分法を適用した場合の投資損失 (千円)	-	-	46,480	-	14,190
資本金 (千円)	421,000	421,000	2,210,432	421,000	2,206,000
発行済株式総数 (株)	23,583	23,583	54,744	23,583	27,083
純資産額 (千円)	834,651	1,100,961	6,141,180	1,006,805	5,760,018
総資産額 (千円)	1,521,633	1,916,194	7,072,121	1,734,881	6,538,270
1株当たり純資産額 (円)	35,392.39	46,684.95	112,193.51	42,043.58	211,915.89
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	5,957.01	7,641.36	9,220.95	12,608.20	21,768.80
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	8,496.42	-	19,851.84
1株当たり中間(年間)配当額 (円)	-	-	750	3,000	4,000
自己資本比率 (%)	54.9	57.5	86.8	58.0	88.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	17,387	173,957	172,870	189,083	464,379
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	82,006	74,970	682,156	278,994	386,365
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	160,000	56,184	102,346	160,000	3,988,269
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	492,488	509,998	3,576,107	467,196	4,533,480
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	93 (16)	103 (19)	158 (26)	100 (16)	120 (18)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失につきましては、第8期中間会計期間以前については該当する関連会社がありませんので記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第8期中間会計期間以前については新株予約権残高はありますが、非上場であり、かつ店頭登録もしていなかったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 平成16年11月1日をもって、有償一般募集増資を行っております。その結果、資本金は2,206,000千円、発行済株式数は27,083株となっております。また、これに伴い資本準備金が2,492,000千円となり、純資産額、総資産額及び1株当たり純資産額が大幅に増加しております。
6. 平成17年6月30日を基準日とし1:2の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割に伴う影響を加味し遡及修正を行った数値は以下のとおりです。

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日
1株当たり純資産額 (円)	17,696.20	23,342.48	112,193.51	21,021.79	105,957.95
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	2,978.51	3,820.68	9,220.95	6,304.10	10,884.40
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	-	-	8,496.42	-	9,925.92
1株当たり中間(年間) 配当額 (円)	-	-	750	-	2,000

7. 従業員数には、使用人兼務役員は含めておりません。
8. 第8期の1株あたり年間配当額の内訳は、普通配当3,000円、株式公開記念配当1,000円となっております。

## 2【事業の内容】

当中間会計期間において、インターネット広告事業の強化及びポータルサイトコンテンツの充実のため、関係会社が2社（株式会社クロスネットワークス及び株式会社パー72プラザ）増加しました。これらの状況は「3 関係会社の状況」に記載のとおりです。

## 3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金	事業内容	議決権の所有割合	関係内容
(子会社) 株式会社クロスネットワークス	東京都渋谷区	75百万円	アフィリエイト広告事業	60.00%	当社従業員を役員として派遣(1名)
(関連会社) 株式会社パー七十二プラザ	東京都墨田区	215百万円	ゴルフ情報のWebサイト運営	23.17% [11.31%]	当社の運営するポータルサイトのコンテンツの一部分を運営。

(注) 議決権の所有割合の[ ]は、当社親会社の伊藤忠商事株式会社が所有する割合を外数で記載しております。

## 4【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成17年9月30日現在

従業員数(人)	158(26)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、当中間会計期間の平均人員を( )内に外数で記載しております。  
また、従業員数には、使用人兼務役員は含めておりません。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間会計期間（平成17年4月1日～9月30日）のわが国経済は、好況な企業業績に支えられ、所得・雇用環境が改善し個人消費が伸長するとともに、設備投資についても堅調に推移し、内需中心の景気回復が継続いたしました。しかし一方で、夏場以降の原油価格の高騰による素材産業等への影響や米国を襲ったハリケーンによる災害など輸出面に対する不安要素が発生するなど経済指標の一部にやや鈍い動きが見られる状況となりました。

インターネット業界におきましては、平成17年6月末時点のブロードバンドの利用者数が、平成16年6月末に比べ、24%増の2,055万人（出所：総務省）となり、特にFTTH（光回線接続）の利用者数の増加が顕著になるなど、インターネット環境の整備が一段と進みました。こうした状況を背景にインターネット広告は、既存メディア（TV、新聞、雑誌、ラジオ等）に次ぐ有力なマーケティング手段として旺盛な需要に恵まれるとともに、インターネットを流通網とした音楽配信やオンラインゲームなどのコンテンツビジネスが広がりをみせました。

そのような状況の中、当中間会計期間における当社の売上高は前中間会計期間に比べ46.0%増の4,254百万円となりました。主力事業のインターネット広告売上が堅調に推移したほか、注力分野の課金コンテンツサービスではオンラインゲームや音楽配信による収入が増加しました。また当期から本格的にはじめたEC事業が増収に大きく寄りました。

利益面につきましては、売上総利益が前年同期比38.6%増の2,738百万円となりました。各事業とも順調に推移し、中でも収益性の高い“リスティング広告”の収入が前年同期比52.8%増の688百万円になり増益に寄りました。また新たに始めたEC事業においても付加価値の高い商材を扱うことで、売上総利益増加の大きな要因となりました。

しかし売上総利益率は前年同期に比べ3.4ポイント低下し64.4%となりました。これは、売上原価の要素にEC原価が加わったことによるもので、当社ポータルサイトへのアクセス数の増加に伴うホスティングフィー等の費用増（配信システムの増強）は、低い水準に抑えることができたものの、商材の仕入原価の計上を伴うEC事業をはじめたことで、売上高原価率は前年同期に比べ3.4ポイント増加し35.6%となりました。（後掲の「売上原価明細」を参照ください）

営業利益は、前年同期比56.5%増の324百万円となりました。広告代理店に支払う販売手数料やロイヤリティ（“エキサイト”商標の使用料）等の変動費が増加するとともに、業容の拡大に伴う人員増により人件費及び業務委託費が増加しましたが、販売促進費を抑え、業務提携料やロイヤリティ等の経費の伸びを増収率以下にとどめることができたため、販売費及び一般管理費は前年同期比36.5%増の2,414百万円におさえることができました。（後掲の「販売費及び一般管理費の明細」を参照ください）

営業外損益につきましては、前中間会計期間は上場準備費用を計上しておりましたが、当中間会計期間は当該費用の計上はなく、また前期末までに短期借入金を完済しているため支払利息の計上もありませんでした。以上の結果、当中間会計期間の経常利益は前年同期比78.8%増の323百万円となりました。

法人税は前期同様、税務上の繰越欠損金残高が繰越欠損金控除前の課税所得を上回っているため発生しておりません。また、当中間会計期間より税効果会計における繰延税金資産を認識することになりましたので、法人税等調整額を181百万円計上いたしました。法人税等調整額は、将来減算一時差異及び繰越欠損金のうち翌期以降の損金算入が見込まれる額を基に算定しております。以上の結果、中間純利益は前年同期比178.6%増の502百万円となりました。

売上区分別の状況は以下のとおりです。

	前中間会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)		前事業年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
広告売上	1,500,083	51.5	2,006,344	47.2	3,354,689	52.8
課金コンテンツサービス売上	987,105	33.9	1,171,565	27.5	2,035,051	32.1
ブロードバンドサービス売上	312,774	10.7	312,079	7.3	615,289	9.7
その他売上	114,465	3.9	764,254	18.0	340,532	5.4
うちEC売上	26,438	0.9	523,155	12.3	109,327	1.7
売上高合計	2,914,429	100.0	4,254,244	100.0	6,345,563	100.0

#### 広告売上

当中間会計期間の広告売上は前年同期比33.7%増の2,006百万円となりました。大手企業のインターネット広告に対する認知が深まり、旺盛な広告需要に恵まれたことに加え、“リスティング広告”と呼ばれるインターネット広告手法が昨年より急速に普及し、当中間会計期間のリスティング広告による収入は、前年同期比52.8%増の688百万円と、当社広告売上の増収を牽引しました。リスティング広告とは、ポータルサイトが提供する主要サービスの一つである検索機能を利用する際に、ユーザーが検索のために入力したキーワード（語句）に関連する広告を、検索結果と共に表示す

る広告手法で、広告主からは「効率的な広告手法」として支持を集めています。また、その広告料金もTV、新聞、雑誌、ラジオといったマスメディアへの出稿に比べ、非常に安価であることから広告主となる対象の裾野が大きく広がりました。さらに当社におきましては、動画を用い視覚的な表現が可能な“リッチメディア広告”や当社編集部による独自記事への“スポンサード広告”など、付加価値の高い広告商品の販売が、大手企業からの受注を中心に前期に引き続き伸びたことで、一件当たり広告受注額が増加しました。

#### 課金コンテンツサービス

当中間会計期間の課金コンテンツサービス収入は、前年同期比18.7%増の1,171百万円となりました。当売上区分の大きな要素である“フレンズ(コミュニティーサービス)”が、前期に引き続き減収となりましたが、注力している音楽関連事業“Excite Music”の売上が、特に携帯電話ユーザー向けを中心に伸長しました。またオンラインゲームによる収入も、月額課金の収益モデルに加え、“アイテム課金”と呼ばれる収益モデルを導入したことで増収となりました。

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
フレンズ	655,082	22.5	523,979	12.3	1,235,668	19.5
恋愛結婚	58,708	2.0	84,952	2.0	135,472	2.1
オンラインゲーム	158,510	5.4	208,831	4.9	321,663	5.1
音楽関連	89,167	3.1	332,153	7.8	294,333	4.6
その他	25,637	0.9	21,648	0.5	47,913	0.8
合計	987,105	33.9	1,171,565	27.5	2,035,051	32.1

#### ブロードバンドサービス

当中間会計期間のブロードバンドサービス収入は、前年同期比0.2%減の同じ312百万円となりました。当区分には当社が契約者から得るプロバイダー料金と新規契約者獲得時にブロードバンド回線事業者(NTT)から当社に支給されるインセンティブ収入が計上されており、当中間会計期間は、契約者数の増加でプロバイダー料金による収入が増加しましたが、新規契約者数が前年同期に比べ少なかったため、インセンティブ収入が減少しました。

#### その他

当売上区分には、当期より本格的に始めたEC事業売上や受託開発による収入を計上しています。当中間会計期間は、韓国の人気俳優の写真集&DVDの販売が好調に推移し、EC事業に係る売上として前年同期比1,878.8%増の523百万円を計上しました。

#### 売上原価明細

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
情報提供料	224,662	23.9	282,895	18.7	475,714	22.8
ホスティングフィー	162,529	17.3	191,353	12.6	341,878	16.4
オンラインゲーム原価	153,145	16.3	174,294	11.5	303,691	14.6
ブロードバンド原価	110,909	11.8	142,167	9.4	254,527	12.2
広告制作費用	103,951	11.1	80,776	5.3	236,410	11.4
サービス提供料	48,887	5.2	53,028	3.5	100,329	4.8
その他	134,831	14.4	591,575	39.0	371,177	17.8
売上原価合計	938,918	100.0	1,516,090	100.0	2,083,728	100.0

(注) 1. 情報提供料は当社サイト上に掲載するコンテンツの購入費用であります。

2. ホスティング・フィーは当社サイトのシステム運営費用であります。

3. オンラインゲーム原価はオンラインゲーム事業に関わるレベニュー・シェア及び権利金の償却費などであります。

4. ブロードバンド原価は当社ブロードバンドサービス「BB.excite」のインフラ費用であります。

5. サービス提供料はフリーメールやチャット及びサーチサービスなどの運営費用であります。

(注) 「その他」にはEC事業による売上原価(物販やオークション売上に係る原価等)が含まれます。その内訳は以下の通りです。

EC売上原価	10,640	1.1	314,282	20.7	66,623	3.2
--------	--------	-----	---------	------	--------	-----

#### 販売費及び一般管理費の明細

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
広告宣伝費	139,758	7.9	190,235	7.9	291,105	8.0
販売手数料	201,134	11.4	275,957	11.4	432,238	11.9
販売促進費	101,324	5.7	81,179	3.4	134,722	3.7
業務提携料	123,540	7.0	160,841	6.7	263,903	7.3
ロイヤリティ	136,827	7.7	177,552	7.4	293,687	8.1
貸倒引当金繰入額	2,559	0.1	318	0.0	728	0.0
役員報酬	21,170	1.2	30,623	1.3	44,901	1.2
給料手当	343,567	19.5	475,327	19.6	729,566	20.1
福利厚生費	35,521	2.0	57,726	2.4	84,280	2.3
賞与	58,674	3.3	83,495	3.5	128,334	3.5
退職給付費用	6,346	0.4	12,740	0.5	14,612	0.4
業務委託費	294,245	16.6	456,953	18.9	567,282	15.6
減価償却費	23,861	1.3	32,930	1.4	58,241	1.6
ソフトウェア償却費	6,418	0.4	17,372	0.7	15,529	0.4
その他	273,583	15.5	360,888	14.9	572,030	15.8
販売費及び一般管理費合計	1,768,535	100.0	2,414,140	100.0	3,631,164	100.0

#### (2) 財政状態

当中間会計期間末の総資産は、前期末に比べ533百万円増の7,072百万円となりました。一方、現金及び預金残高が前期末に比べ957百万円減少し3,576百万円となりました。これは主に、業容拡大に伴う運転資金の増加や資本出資を伴う業務提携によるものです。なお、「現金及び預金」の残高が3,576百万円と、総資産の約半分を占めておりますが、これは主として、前期の株式公開（平成16年11月2日）に際して4,257百万円の資金調達を行なったことによるものであります。

前期末からの主な変動の内容は以下のとおりです。

- ・流動資産の「その他」の当中間会計期間末の残高が前期末に比べ561百万円増の684百万円となっております。これは平成17年7月に次期オンラインゲームの事業投資として韓国の開発会社に200百万円を融資し、営業貸付金として計上したこと、大型の自社広告宣伝の年間契約料等の前払費用を200百万円計上したこと、および当中間会計期間より、176百万円の繰延税金資産を計上したことによるものです。
- ・無形固定資産の「その他」の当中間会計期間末の残高が前期末に比べ182百万円増の228百万円となりました。これは主に、ログシステムの増強やチケット販売事業のための投資によってソフトウェア資産が前期末に比べ164百万円増の208百万円となったほか、音楽関連事業強化のためのシステム開発等の資産としてソフトウェア仮勘定を19百万円計上していることによるものです。
- ・投資その他の資産の「関係会社株式」が前期末に比べ190百万円増の354百万円となりました。これは平成17年6月にインターネット上でゴルフ情報関連サービスを営む株式会社パー72プラザとの資本提携による当社出資額100百万円（出資比率23.17%）及び、平成17年9月にアフィリエイト広告事業会社の株式会社クロスネットワークを買収したことによる当社出資額90百万円（出資比率60.00%）を計上したことによるものです。さらに同9月に金融情報サービス分野を強化するため、英国を拠点にインターネット上で金融情報サービスを展開するADVFN社の日本法人（株式会社ADVFNジャパン）に250百万円を出資したこと等により「その他」が前期末に比べ264百万円増の272百万円となりました。
- ・流動負債の未払金が前期末に比べ99百万円増の273百万円となりました。これは、主に広告宣伝費をはじめとする販売費及び一般管理費の増大によるものです。一方、未払費用は前期末に比べ40百万円減の122百万円となりました。前期末は5月支払予定の賞与金を計上しておりましたが、当中間会計期間中において賞与が支払われたためです。なお、固定負債はございません。これらの要因により当中間会計期間末の流動負債は前期末に比べ152百万円増の930百万円となり、負債比率は同1.3ポイント増の13.2%となりました。
- ・資本金が前期末に比べ4百万円増の2,210百万円、資本準備金が同4百万円増の2,496百万円となりました。これは当

中間会計期間中において、新株予約権が行使されたためであります。当中間会計期間末の株主資本は、上記の資本金、資本準備金の増加に加え、主に配当金108百万円の支払、中間純利益502百万円の計上により、前期末比381百万円増の6,141百万円となりました。株主資本比率は同1.3ポイント減の86.8%となっております。

#### キャッシュ・フロー

当中間会計期間末の現金及び現金同等物は、前期末から957百万円減少の3,576百万円となりました。主な減少の要因は、業容の拡大に伴う運転資金の増加やオンラインゲームの開発会社への開発投資（営業貸付）、資本出資を含む業務提携、事業買収（子会社化）等を目的とする資金の支出によるものです。

#### 営業活動によるキャッシュ・フロー

前中間会計期間は173百万円の収入でしたが、当中間会計期間は172百万円の支出となりました。税引前中間純利益が前年同期に比べ142百万円増の323百万円となったものの、業容の拡大に伴い売上債権が214百万円、前払費用が160百万円の増加となり、また当期より本格的に始めたEC事業の商品在庫によりたな卸資産が111百万円増加するなど資金の支出が増加しました。また、オンラインゲームの新タイトル開発のため韓国の開発会社に200百万円の融資を実施し、前期にはなかった営業活動による資金の支出を計上しました。

#### 投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比607百万円増の682百万円の支出となりました。主な用途は、アフィリエイト広告事業会社の子会社化に90百万円、ゴルフ情報サイト運営会社への資本出資として100百万円、金融情報サイト運営会社との資本提携に250百万円を支出しました。また、ブログシステムや音楽関連事業（モバイル事業を含む）に係るソフトウェアへの開発（無形固定資産の取得）に計210百万円を投資しました。

#### 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比46百万円増の102百万円の支出となりました。当中間会計期間は、前期のジャスダック証券取引所への上場に伴う発行済株式数の増加（\*新株発行3,500株）及び上場記念配当金（\*1株当たり1,000円）の支払により配当金の支払額が37百万円増加しましたが、一方、当中間会計期間は新株予約権の行使により5百万円の資本の払込がありました。

\*平成17年6月30日を基準日とする株式分割（分割割合1：2）前の株式数を基準とした数値を記載しております。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

該当する事項はありません。

### (2) 受注状況

該当する事項はありません。

### (3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を売上の種類ごとに示すと、次のとおりであります。

区分	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	増減率(%)
広告売上(千円)	2,006,344	33.7
課金コンテンツサービス売上(千円)	1,171,565	18.7
ブロードバンドサービス売上(千円)	312,079	0.2
その他売上(千円)	764,254	567.7
うちEC売上(千円)	523,155	1,878.8
合計(千円)	4,254,244	46.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	437,519	15.0	493,641	11.6
google Inc.	364,596	12.5	449,964	10.6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. GMOペイメントゲートウェイ株式会社は、平成17年2月に株式会社カードコマースサービスから商号変更しております。

3. GMOペイメントゲートウェイ株式会社とは回収代行契約を締結しており、上記金額は一般顧客に対する回収代行依頼金額を記載しております。

## 3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

#### 4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

##### (1) 株式会社パー七十二プラザとの資本・業務提携契約

相手先名称 株式会社パー七十二プラザ  
出資比率 23.17%  
契約締結日 平成17年6月24日  
提携内容 ゴルフ情報関連サービスの当社ポータルサイトでの利用  
契約期間 期限の定めなし

##### (2) 株式会社ADVFNジャパンとの資本・業務提携契約

相手先名称 株式会社ADVFNジャパン  
出資比率 14.4%  
契約締結日 平成17年7月26日  
提携内容 同社からの金融関連情報の取得・利用  
契約期間 期限の定めなし

##### (3) GEOMIND INCとの業務提携契約

相手先名称 GEOMIND INC  
契約締結日 平成17年6月29日  
提携内容 同社が開発するオンラインゲーム「ROHAN」に対する開発資金の融資、  
オンラインゲーム「ROHAN」の日本での営業権取得  
契約期間 商用利用開始から2年間、又は契約に定める状況に至る時まで

平成17年10月1日以降に発生した重要な契約等につきましては、「重要な後発事象」に記載しております。

#### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において事業の効率化のため、設備の充実を図りました。その主要な設備は、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業部門別の 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都渋谷区)	エンターテイン メント事業部	チケット発行業 務プログラム	-	-	-	18,090	18,090	157 (26)
本社 (東京都渋谷区)	メディア事業部	ブログシステム	-	-	-	77,920	77,920	157 (26)

(注) 1. その他の欄は無形固定資産(ソフトウェア)であります。

2. 金額には消費税等を含めておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を( )内に外数で記載しております。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設

当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達方法	着手年月	完了予定
			総額	既支払額			
本社 (東京都渋谷区)	メディア事業部	新ADシステムの 導入	25,000	-	リース	平成17年12月	平成18年1月
本社 (東京都渋谷区)	全社	セキュリティ強 化費用	15,000	-	リース	平成17年12月	平成18年3月
本社 (東京都渋谷区)	全社	ファイルシステ ム統合	30,000	-	リース	平成17年12月	平成18年3月
本社 (東京都渋谷区)	全社	ネットワーク増 強冗長構築	25,000	-	リース	平成17年12月	平成18年2月
本社 (東京都渋谷区)	全社	Webサーバーの増 強	100,000	-	リース	平成17年12月	平成18年3月
本社 (東京都渋谷区)	全社	事務所増床	170,000	-	自己資金	平成18年3月	平成18年1月
本社 (東京都渋谷区)	エンタテインメ ント事業部	音楽ダウンロード 用システム	93,000	-	自己資金	平成17年12月	平成18年3月

##### (2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	188,000
計	188,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成17年12月8日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	54,744	55,226	ジャスダック証券取引所	-
計	54,744	55,226	-	-

(注)「提出日現在発行数」には、平成17年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換及び新株予約権付社債の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれていない。

(2) 【新株予約権等の状況】

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年12月19日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数	1,265個(注)1	1,116個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,530株 (注)1, 2, 5	2,232株 (注)1, 2, 5
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり15,230円 (注)3, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成17年2月1日から 平成24年12月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 15,230円 資本組入額 7,615円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社 取締役会の承認を要する。	同左

(注)1. 割当てられた新株予約権2,005個から、権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式は1株であります。新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。

3. 新株予約権1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

(ア)当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数(又は処分する自己株式数)}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

(ウ)当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(ア)対象者は、当社株式にかかる株券(以下、「会社株券」という)が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録(以下、「店頭登録」という)された日より6ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方(以下、「権利行使可能日」という)以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

(イ)対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数(新株予約権1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。)を上回らないことを条件とします。

権利行使可能日より6ヶ月を経過する日まで：25%

権利行使可能日より6ヶ月を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで：50%

権利行使可能日より1年6ヶ月を経過した日から2年6ヶ月を経過する日まで：75%

権利行使可能日より2年6ヶ月を経過した日から5年を経過する日まで：100%

(ウ)対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員(顧問を含む)の地位(以下、「権利行使資格」という)を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

重度の心身の障害による執務不能

定年による退職

業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(エ)対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(オ)対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(エ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(カ)対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(キ)上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

5.平成17年5月19日開催の取締役会決議により、平成17年8月19日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成14年12月19日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数	420個(注)1	365個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	840株 (注)1, 2, 5	730株 (注)1, 2, 5
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり15,230円 (注)3, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成17年2月1日から 平成24年12月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 15,230円 資本組入額 7,615円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社 取締役会の承認を要する。	同左

(注)1.割当てられた新株予約権520個から、権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2.新株予約権1個につき目的となる株式は1株であります。新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。

3.新株予約権1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

(ア)当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \text{ (又は処分する自己株式数)}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

(ウ)当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(ア)対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より1年を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い日（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

(イ)対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

権利行使可能日より1年を経過する日まで：25%

権利行使可能日より1年を経過した日から2年を経過する日まで：50%

権利行使可能日より2年を経過した日から3年を経過する日まで：75%

権利行使可能日より3年を経過した日から4年を経過する日まで：100%

(ウ)対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

重度の心身の障害による執務不能

定年による退職

業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(エ)対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(オ)対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(エ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(カ)対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(キ)上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

- 5.平成17年5月19日開催の取締役会決議により、平成17年8月19日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成15年6月26日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数	121個	121個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	242株(注)1,4	242株(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり16,500円 (注)2,4	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成25年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 16,500円 資本組入額 8,250円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社 取締役会の承認を要する。	同左

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式は1株ありますが、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。

- 2.新株予約権1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

(ア)当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数(又は処分する自己株式数)}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

(ウ)当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(ア)対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より6ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

(イ)対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

権利行使可能日より6ヶ月を経過する日まで：25%

権利行使可能日より6ヶ月を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで：50%

権利行使可能日より1年6ヶ月を経過した日から2年6ヶ月を経過する日まで：75%

権利行使可能日より2年6ヶ月を経過した日から5年を経過する日まで：100%

(ウ)対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

重度の心身の障害による執務不能

定年による退職

業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(エ)対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(オ)対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(エ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(カ)対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(キ)上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

4. 平成17年5月19日開催の取締役会決議により、平成17年8月19日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成15年10月10日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数	270個(注)1	233個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	540株 (注)1, 2, 5	466株 (注)1, 2, 5
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり18,000円 (注)3, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月11日から 平成25年10月9日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 18,000円 資本組入額 9,000円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。	同左

(注)1. 割当てられた新株予約権290個から、権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式は1株であります。新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。
3. 新株予約権1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

(ア)当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数(又は処分する自己株式数)}} \times \text{(又は1株あたりの処分価額)}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

(ウ)当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(ア)対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より、対象者のうち新株予約権付与時点において当社の取締役である者（以下、「対象取締役」という）については1年を経過した日、対象者のうち新株予約権付与時点において当社の従業員である者（以下、「対象従業員」という）については6ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

(イ)対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

(A)対象取締役

権利行使可能日より1年を経過する日まで：25%

権利行使可能日より1年を経過した日から2年を経過する日まで：50%

権利行使可能日より2年を経過した日から3年を経過する日まで：75%

権利行使可能日より3年を経過した日から4年を経過する日まで：100%

(B)対象従業員

権利行使可能日より6ヶ月を経過する日まで：25%

権利行使可能日より6ヶ月を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで：50%

権利行使可能日より1年6ヶ月を経過した日から2年6ヶ月を経過する日まで：75%

権利行使可能日より2年6ヶ月を経過した日から5年を経過する日まで：100%

(ウ)対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

重度の心身の障害による執務不能

定年による退職

業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(エ)対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(オ)対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(エ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(カ)対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(キ)上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

5. 平成17年5月19日開催の取締役会決議により、平成17年8月19日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成16年6月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数	167個(注)1	167個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	334株 (注)1, 2, 5	334株 (注)1, 2, 5
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり125,000円 (注)3, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日から 平成26年6月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 125,000円 資本組入額 62,500円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。	同左

(注)1. 割当てられた新株予約権195個から、権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式は1株であります。新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。
3. 新株予約権1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

(ア)当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数(又は処分する自己株式数)}} \times \text{(又は1株あたりの処分価額)}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

(ウ)当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(ア)対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より、対象者のうち新株予約権付与時点において当社が定める幹部社員である者（以下、「対象幹部従業員」という）については1年を経過した日、対象者のうち新株予約権付与時点において対象幹部従業員以外の当社の従業員である者（以下、「対象従業員」という）については6ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

(イ)対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

(A)対象幹部従業員

権利行使可能日より1年を経過する日まで：25%

権利行使可能日より1年を経過した日から2年を経過する日まで：50%

権利行使可能日より2年を経過した日から3年を経過する日まで：75%

権利行使可能日より3年を経過した日から4年を経過する日まで：100%

(B)対象従業員

権利行使可能日より6ヶ月を経過する日まで：25%

権利行使可能日より6ヶ月を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで：50%

権利行使可能日より1年6ヶ月を経過した日から2年6ヶ月を経過する日まで：75%

権利行使可能日より2年6ヶ月を経過した日から5年を経過する日まで：100%

(ウ)対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

重度の心身の障害による執務不能

定年による退職

業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(エ)対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(オ)対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(エ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(カ)対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(キ)上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

5. 平成17年5月19日開催の取締役会決議により、平成17年8月19日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成17年6月23日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数	240個	240個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	480株 (注)1, 4	480株(注)1, 4
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり794,685円 (注)2, 4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月24日から 平成27年6月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 794,685円 資本組入額 397,343円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式は2株ありますが、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。

2. 新株予約権1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

(ア)当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数(又は処分する自己株式数)} \times \text{1株当たり払込金額(又は1株あたりの処分価額)}}{\text{新株式発行(又は自己株式処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数(又は処分する自己株式数)}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

(ウ)当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(ア)対象者は、以下の区分に従って新株予約権を行使することとします。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が1個未満となる場合は少数第1位を四捨五入するものとします。

- (イ)対象者のうち新株予約権付与時点において当社が定める当社の取締役又は従業員である者（以下総称して「対象幹部社員」という。）については、
- 平成19年6月24日から平成20年6月23日まで：25%
  - 平成20年6月24日から平成21年6月23日まで：50%
  - 平成21年6月24日から平成22年6月23日まで：75%
  - 平成22年6月24日から平成27年6月22日まで：100%
- 対象者のうち新株予約権付与時点において対象幹部社員以外の当社の取締役又は従業員である者（以下「対象従業員」という。）については、
- 平成19年6月24日から平成19年12月23日まで：25%
  - 平成19年12月24日から平成20年12月23日まで：50%
  - 平成20年12月24日から平成21年12月23日まで：75%
  - 平成21年12月24日から平成27年6月22日まで：100%
- (ウ)対象者は、新株予約権の行使時においても当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることを要し(エ)の適用がある場合を除き、対象者は権利行使資格の喪失と同時に権利行使資格の喪失時点において有していた新株予約権のすべてを放棄するものとします。
- (エ)(ウ)の規定にかかわらず、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合、対象者は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使の期間は平成19年6月23日までに権利行使資格を喪失した場合は平成19年9月23日まで、平成19年6月24日以降に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。
- 重度の心身の障害による執務不能
  - 定年による退職
  - 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍
- (オ)対象者が平成19年6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が平成19年6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。
- (カ)対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(エ)に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。
- 商法第254条ノ2に規定する欠格事由に該当するに至った場合。
  - 商法第264条に違反する競業取引を行った場合。
  - 商法第265条第1項各号記載の行為を行い、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合。
  - 当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役又はコンサルタントに就任又は就職した場合。
  - 禁固以上の刑に処せられた場合。
  - 新株予約権を放棄した場合。
- (キ)対象者は、1年間（1月1日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額（自己株式の処分をする場合には自己株式の処分価額）の合計額が1,200万円を超えないように、新株予約権を行使しなければならない旨を定めることができ、かかる定めがある場合には、対象者はこれにしたがって新株予約権を行使しなければなりません。
- (ク)対象者は、新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (ケ)本条に定める新株予約権行使の条件は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用されます。
- (コ)各新株予約権の一部行使はできないものとします（新株予約権1個を最低行使単位とします）。
- 4.平成17年5月19日開催の取締役会決議により、平成17年6月30日現在の株主に対し、平成17年8月19日付けで1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年5月31日(注1)	138	27,221	2,101	2,208,101	2,101	2,494,101
平成17年6月30日(注1)	26	27,247	395	2,208,497	395	2,494,497
平成17年7月31日(注1)	24	27,271	198	2,208,695	198	2,494,695
平成17年8月19日(注2)	27,247	54,518	-	2,208,695	-	2,494,695
平成17年8月31日(注1)	84	54,602	639	2,209,335	639	2,495,335
平成17年9月30日(注1)	142	54,744	1,096	2,210,432	1,096	2,496,431

1. 新株予約権の行使による増加であります。
2. 株式分割(1:2)によるものであります。

## (4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	35,794	65.38
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	1,499	2.74
ビービーエイチフォーフィ デリティブージャパンスマー ルカンパニーファンド (常任代理人株式会社東京 三菱銀行)	40 Water Street, Boston MA 02109 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2-7-1)	1,100	2.01
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	878	1.60
株式会社スカイパーフェク ト・コミュニケーションズ	東京都渋谷区渋谷2-15-1	800	1.46
伊藤忠テクノサイエンス株 式会社	東京都千代田区霞ヶ関3-2-5	692	1.26
資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	668	1.22
ゲインウェルセキュリティ ーズカンパニーリミテッド (常任代理人新光証券株式 会社)	Room 1911-13 Two Pacific Place 88 Queensway, Hong Kong (東京都中央区八重洲2-4-1)	474	0.87
畠中 平八	兵庫県西宮市剣谷町12-21	420	0.77
伊藤忠エレクトロニクス株 式会社	東京都港区北青山2-5-1	400	0.73
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋4-26-10	400	0.73
計	-	43,125	78.78

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 54,736	54,736	同上
端株	普通株式 2.0	-	同上
発行済株式総数	54,744	-	-
総株主の議決権	-	54,736	-

(注) 端株には、当社所有の自己株式0.6株が含まれます。

【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
エキサイト株式会社	東京都渋谷区恵比寿 四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイス20階	6	-	6	0.01
計	-	6	-	6	0.01

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,380,000	1,730,000	1,660,000 815,000	843,000	824,000	778,000
最低(円)	1,090,000	1,370,000	1,450,000 737,000	736,000	750,000	629,000

(注) 1. 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

2. 印は、平成17年6月30日を基準日とする株式分割(1:2)権利落後の株価を示しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。ただし、前中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）及び、当中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けております。

### 3．中間連結財務諸表について

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.9%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.8%
利益剰余金基準	0.3%

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金		509,998		3,576,107		4,533,480	
2. 売掛金		918,207		1,434,872		1,219,951	
3. たな卸資産		114		114,799		3,351	
4. その他		62,205		684,805		123,443	
貸倒引当金		18,102		16,589		16,271	
流動資産合計		1,472,422	76.8	5,793,996	81.9	5,863,956	89.7
固定資産							
1. 有形固定資産	1	129,923		170,320		179,172	
2. 無形固定資産							
(1) 権利金		185,770		128,191		152,432	
(2) その他		40,056		228,981		46,327	
計		225,826		357,172		198,759	
3. 投資その他の資産							
(1) 関係会社株式		-		354,150		164,150	
(2) 敷金保証金		88,021		124,007		123,977	
(3) その他		-		272,473		8,254	
計		88,021		750,631		296,381	
固定資産合計		443,771	23.2	1,278,125	18.1	674,313	10.3
資産合計		1,916,194	100.0	7,072,121	100.0	6,538,270	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 買掛金		336,019		463,490		390,365	
2. 短期借入金		180,000		-		-	
3. 未払金		195,556		273,548		173,707	
4. 未払費用		81,980		122,685		162,794	
5. 未払法人税等		6,483		14,297		23,818	
6. その他	3	15,191		56,918		27,565	
流動負債合計		815,232	42.5	930,940	13.2	778,251	11.9
負債合計		815,232	42.5	930,940	13.2	778,251	11.9
(資本の部)							
資本金		421,000	22.0	2,210,432	31.3	2,206,000	33.7
資本剰余金							
1. 資本準備金		-		2,496,431		2,492,000	
2. その他資本剰余金		134,881		134,881		134,881	
資本剰余金合計		134,881	7.0	2,631,313	37.2	2,626,881	40.2
利益剰余金							
1. 利益準備金		8,604		8,604		8,604	
2. 中間(当期)未処分利益		536,481		1,294,838		922,540	
利益剰余金合計		545,086	28.5	1,303,443	18.4	931,145	14.3
自己株式		6	0.0	4,008	0.1	4,008	0.1
資本合計		1,100,961	57.5	6,141,180	86.8	5,760,018	88.1
負債資本合計		1,916,194	100.0	7,072,121	100.0	6,538,270	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高		2,914,429	100.0	4,254,244	100.0	6,345,563	100.0
売上原価		938,918	32.2	1,516,090	35.6	2,083,728	32.8
売上総利益		1,975,511	67.8	2,738,153	64.4	4,261,834	67.2
販売費及び一般管理費		1,768,535	60.7	2,414,140	56.7	3,631,164	57.2
営業利益		206,975	7.1	324,013	7.6	630,669	9.9
営業外収益	1	272	0.0	3,979	0.1	2,763	0.0
営業外費用	2	26,568	0.9	4,899	0.1	55,232	0.9
経常利益		180,679	6.2	323,093	7.6	578,201	9.1
特別損失	3	-	-	-	-	467	0.0
税引前中間(当期)純利益		180,679	6.2	323,093	7.6	577,733	9.1
法人税、住民税及び事業税		475		2,905		11,470	
法人税等調整額		-	0.0	181,828	4.2	-	0.2
中間(当期)純利益		180,204	6.2	502,017	11.8	566,263	8.9
前期繰越利益		356,276		792,821		356,276	
中間(当期)未処分利益		536,481		1,294,838		922,540	

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益		180,679	323,093	577,733
減価償却費		23,861	31,930	58,241
権利金償却費		21,257	34,240	55,595
ソフトウェア償却費		7,012	17,643	15,529
貸倒引当金の増減額 (減少: )		861	318	970
受取利息		3	3,094	2,447
支払利息		824	-	1,252
新株発行費		6,518	2,891	19,635
株式公開関連費用		19,226	-	34,345
固定資産除却損		-	-	467
売上債権の増減額 (増加: )		108,909	214,921	408,955
たな卸資産の増減額 (増加: )		49	111,447	3,188
前払金の増減額 (増加: )		11,261	23,819	62,846
前払費用の増減額 (増加: )		21,437	160,497	2,063
営業貸付金の増減額 (増加: )		-	200,000	-
その他の流動資産の増減額 (増加: )		2,511	686	3,127
仕入債務の増減額 (減少: )		78,747	73,125	133,092
未払金の増減額 (減少: )		25,951	99,841	26,370
未払法人税等の増減額 (減少: )		6,008	6,616	18,008
未払消費税等の増減額 (減少: )		6,012	10,641	17,823
未払費用の増減額 (減少: )		64,838	40,108	15,975
その他の流動負債の増減額 (減少: )		6,519	39,993	5,956
役員賞与の支払額		15,300	21,400	15,300
その他		1,698	-	-
小計		175,474	170,154	469,215
利息の受取額		3	3,094	2,447
利息の支払額		570	-	673
法人税等の支払額		949	5,810	6,609
営業活動によるキャッシュ・フロー		173,957	172,870	464,379

		前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		25,896	23,078	110,954
無形固定資産の取得による支出		45,433	210,298	63,410
投資有価証券の取得による支出		-	250,225	3,500
関係会社株式の取得による支出		-	190,000	164,150
敷金保証金の差入による支出		3,640	30	39,645
敷金保証金の回収による収入		-	-	50
その他の投資活動による収入 (支出：)		-	8,524	4,754
投資活動によるキャッシュ・フロー		74,970	682,156	386,365
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の増減額 (減少：)		20,000	-	160,000
株式の発行による収入		-	5,972	4,257,365
自己株式の取得による支出		-	-	4,002
配当金の支払額		70,748	108,318	70,748
株式公開関連費用		5,436	-	34,345
財務活動によるキャッシュ・フロー		56,184	102,346	3,988,269
現金及び現金同等物の増減額 (減少：)		42,801	957,372	4,066,283
現金及び現金同等物の期首残高		467,196	4,533,480	467,196
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高		509,998	3,576,107	4,533,480

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>たな卸資産 (1) 商品</p> <p>(2) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。</p>	<p>有価証券 (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他の有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>たな卸資産 (1) 商品 総平均法による原価法を採用しております。 (2) 貯蔵品 同左</p>	<p>有価証券 (1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他の有価証券 同左</p> <p>たな卸資産 (1) 商品 同左 (2) 貯蔵品 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～18年 構築物 3年 工具器具備品 2～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、権利金については契約期間（3年）に基づいております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>新株発行費 同左</p>	<p>新株発行費 同左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>
5. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
6. 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左
7. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。	

注記事項

( 中間貸借対照表関係 )

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 169,369千円</p> <p>2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額総額 300,000千円 借入実行残高 180,000千円 差引額 120,000千円</p> <p>3. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 223,734千円</p> <p>2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額総額 2,500,000千円 借入実行残高 - 千円 差引額 2,500,000千円</p> <p>3. 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 194,504千円</p> <p>2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額総額 2,500,000千円 借入実行残高 - 千円 差引額 2,500,000千円</p> <p>3.</p>

( 中間損益計算書関係 )

前中間会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前事業年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
<p>1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 3千円</p> <p>2. 営業外費用のうち主要なもの 株式公開関連費用 19,226千円 新株発行費 6,518千円 支払利息 824千円</p> <p>3.</p> <p>4. 減価償却実施額 有形固定資産 23,861千円 無形固定資産 28,270千円</p>	<p>1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 3,094千円</p> <p>2. 営業外費用のうち主要なもの 新株発行費 2,891千円 コミットメントライ ン手数料 2,008千円</p> <p>3.</p> <p>4. 減価償却実施額 有形固定資産 31,930千円 無形固定資産 51,884千円</p>	<p>1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 2,447千円</p> <p>2. 営業外費用のうち主要なもの 株式公開関連費用 34,345千円 新株発行費 19,635千円 支払利息 1,252千円</p> <p>3. 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 467千円</p> <p>4. 減価償却実施額 有形固定資産 57,740千円 無形固定資産 71,625千円</p>

( 中間キャッシュ・フロー計算書関係 )

前中間会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前事業年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成16年9月30日現在) 現金及び預金勘定 509,998千円 現金及び現金同等物 509,998千円</p>	<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年9月30日現在) 現金及び預金勘定 3,576,107千円 現金及び現金同等物 3,576,107千円</p>	<p>現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年3月31日現在) 現金及び預金勘定 4,533,480千円 現金及び現金同等物 4,533,480千円</p>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)				当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)				前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具備品	465,063	327,467	137,595	工具器具備品	420,299	183,146	237,153	工具器具備品	709,421	388,007	321,413
ソフトウェア	150,029	114,726	35,303	ソフトウェア	202,357	35,306	167,051	ソフトウェア	163,217	132,798	30,418
合計	615,093	442,193	172,899	合計	622,657	218,452	404,204	合計	872,638	520,806	351,832
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 一年以内 127,755千円 一年超 51,972千円 合計 179,727千円				(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 一年以内 148,526千円 一年超 258,328千円 合計 406,855千円				(2) 未経過リース料期末残高相当額 一年以内 123,204千円 一年超 235,439千円 合計 358,643千円			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 92,003千円 減価償却費相当額 85,181千円 支払利息相当額 4,177千円				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 93,459千円 減価償却費相当額 89,391千円 支払利息相当額 3,115千円				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 192,297千円 減価償却費相当額 181,301千円 支払利息相当額 7,497千円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 同左				(5) 利息相当額の算定方法 同左			

(有価証券関係)

1. 時価のない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

前中間会計期間(自平成16年4月1日至平成16年9月30日)  
該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)

中間貸借対照表計上額(千円)	
その他有価証券 非上場株式	253,725

前事業年度(自平成16年4月1日至平成17年3月31日)

貸借対照表計上額(千円)	
その他有価証券 非上場株式	3,500

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間(自平成16年4月1日至平成16年9月30日)、当中間会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)及び前事業年度(自平成16年4月1日至平成17年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
関連会社に対する投資の金額(千円)		264,150	164,150
持分法を適用した場合の投資の金額 (千円)		203,479	149,959
持分法を適用した場合の投資損失の金額 (千円)		46,480	14,190

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)								
1株当たり純資産額 46,684円95銭 1株当たり中間純利益金額 7,641円36銭	1株当たり純資産額 112,193円51銭 1株当たり中間純利益金額 9,220円95銭 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額 8,496円42銭	1株当たり純資産額 211,915円89銭 1株当たり当期純利益金額 21,768円80銭 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 19,851円84銭								
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 については、新株予約権残高はありますが、 当社株式は、平成16年9月30日現在非上場 であり、かつ店頭登録もしていないため、期 中平均株価が把握できませんので記載して おりません。	当社は平成17年6月30日を基準日とし1: 2の割合で株式分割をしております。 なお、当該株式分割が前期首に行われた と仮定した場合の1株当たり情報につま ましては、それぞれ以下のとおりとなり ます。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間会計期間</th> <th>前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産 額 23,342.48円</td> <td>1株当たり純資産 額 105,957.95円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利 益金額 3,820.68円</td> <td>1株当たり中間純利 益金額 10,884.40円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金 額 9,925.92円</td> </tr> </tbody> </table>	前中間会計期間	前事業年度	1株当たり純資産 額 23,342.48円	1株当たり純資産 額 105,957.95円	1株当たり中間純利 益金額 3,820.68円	1株当たり中間純利 益金額 10,884.40円		潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金 額 9,925.92円	
前中間会計期間	前事業年度									
1株当たり純資産 額 23,342.48円	1株当たり純資産 額 105,957.95円									
1株当たり中間純利 益金額 3,820.68円	1株当たり中間純利 益金額 10,884.40円									
	潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金 額 9,925.92円									

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(千円)	180,204	502,017	566,263
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	21,400
(うち利益処分による役員賞与金)	(-)	(-)	(21,400)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	180,204	502,017	544,863
期中平均株式数(株)	23,582.80	54,443.10	25,029.58
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額			
普通株式増加数(株)	-	4,642.63	2,416.94
(うち新株予約権)	(-)	(4,642.63)	(2,416.94)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり中間(当期)純利益の算 定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約 権の数2,563個)	新株予約権1種類(新株予約 権の数240個)	該当なし

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
<p>1. 新株式の発行 平成16年10月 1日及び平成16年10月12日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成16年11月 1日に払込が完了いたしました。 この結果、平成16年11月 2日付で資本金は2,206,000千円、発行済株式総数は27,083株となっております。</p> <p>募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)</p> <p>発行する株式の種類及び数 : 普通株式 3,500株 発行価格 : 1株につき 1,300,000円 一般募集はこの価格にて行いました。 引受価額 : 1株につき 1,222,000円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。 なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。 発行価額 : 1株につき 1,020,000円 (資本組入額 510,000円)</p> <p>発行価額の総額 : 3,570,000千円 払込金額の総額 : 4,277,000千円 資本組入額の総額 : 1,785,000千円</p> <p>払込期日 : 平成16年11月 1日 配当起算日 : 平成16年10月 1日 資金の用途 : データベースソフトウェアの更新、コンテンツの営業権取得のための投資等</p> <p>2. 合併会社の設立 当社は、平成16年11月8日開催の取締役会において、次のとおり合併会社(関連会社)の設立を決議し、平成16年12月 1日に設立しております。</p> <p>商号 株式会社Duogate 事業目的 P Cと携帯電話の連携した利用価値を提供するポータルサービスの展開 設立日 平成16年12月 1日 所在地 東京都港区六本木一丁目 7番 27号 代表者 大朝 毅 資本の額 490百万円 事業開始日 平成16年12月 1日 出資比率 KDDI株式会社 61.5%、エキサイト株式会社 33.5%、株式会社mediba 5.0%</p>	<p>1. 新株予約権の行使 (1) 平成14年12月19日の臨時株主総会決議に基づき付与した第1回普通株式新株予約権の一部について、平成17年11月30日時点において、以下のとおり権利行使が行われております。</p> <p>行使価額 15,230円 増加した株式の種類及び数 普通株式 298株 増加した資本金 2,269千円 増加した資本準備金 2,269千円 配当起算日 平成17年 4月 1日</p> <p>(2) 平成14年12月19日の臨時株主総会決議に基づき付与した第2回普通株式新株予約権の一部について、平成17年11月30日時点において、以下のとおり権利行使が行われております。</p> <p>行使価額 15,230円 増加した株式の種類及び数 普通株式 110株 増加した資本金 837千円 増加した資本準備金 837千円 配当起算日 平成17年 4月 1日</p> <p>(3) 平成15年10月10日の臨時株主総会決議に基づき付与した第4回普通株式新株予約権の一部について、平成17年11月30日時点において、以下のとおり権利行使が行われております。</p> <p>行使価額 18,000円 増加した株式の種類及び数 普通株式 74株 増加した資本金 216千円 増加した資本準備金 216千円 配当起算日 平成17年 4月 1日</p>	<p>1. 新株予約権の行使 平成14年12月19日の臨時株主総会決議に基づき付与した第1回普通株式新株予約権の一部について、平成17年 5月31日時点において、以下のとおり権利行使が行われております。</p> <p>(1) 行使価額 30,460円 (2) 増加した株式の種類及び数 普通株式 138株 (3) 増加した資本金 2,101千円 (4) 増加した資本準備金 2,101千円 (5) 配当起算日 平成17年 4月 1日</p> <p>2. 新株予約権の付与 平成17年 6月23日開催予定の第8期定期株主総会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権(第6回)を発行することについて、以下のとおり決議いたしました。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受ける者 当社取締役及び従業員 (2) 特に有利な条件(無償)をもって新株予約権の発行を必要とする理由 当社の業績と当社が選択した新株予約権発行時に在任又は在籍する当社の取締役及び従業員(以下、総称して「対象者」という。)の受ける利益とを連動させることにより、対象者の利益と株主の利益を可及的に一致させ、当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに優秀な人材を確保することにより当社の健全な経営と着実な発展を図ることを目的とし、対象者に対しストックオプションとして無償で新株予約権を発行する。 (3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式(以下「当社株式」という。)とし、新株予約権の目的となる株式数は、払込価額(6)において定義する。)にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における行使価額(6)において定義する。)で除した数(但し、この場合に、0.01株未満の端数が生ずるときは、切り捨てる。)とし、当初は新株予約権1個あたり1株とし、新株予約権の目的たる株式の総数は240株を上限とする。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
	<p>2 重要な契約等</p> <p>(1) Prima Intergame社との資本・業務提携</p> <p>相手先名称 Prima Intergame ICT Sdn Bhd (マレーシア クアラルンプール) 出資比率 30% 投資額 150百万円 契約内容 当社が営業権を有するオンラインゲームの中国市場への供給及び同社と共同保有するオンラインゲームタイトルによる収益の受取 契約締結日 平成17年10月18日</p> <p>(2) 中国双方向TV事業会社との資本・業務提携</p> <p>相手先名称 Excel Mobile Investments Limited 出資比率 19% 投資額 3,500千円ドル 契約内容 中国インタラクティブTV事業へのコンテンツ供給及び日本企業への広告枠の代理販売 契約締結日 平成17年11月11日</p> <p>3 子会社の設立</p> <p>(1) 金融事業の合併会社設立</p> <p>商号 (未定) 事業目的 クレジットカード事業、個品割賦事業、融資事業 設立日 平成17年12月 代表者 代表取締役社長 椎名 規泰 取得する株式の数 5,100株 出資比率 当社 51% 株式会社オリエントコーポレーション39% 伊藤忠商事株式会社 10% 投資額 500百万円</p> <p>(2) リスティング広告の合併会社設立</p> <p>商号 株式会社クロスリスティング 事業目的 検索連動型(リスティング)広告事業、ディレクトリ型検索エンジンの開発・提供 設立日 平成17年12月 代表者 代表取締役社長 田村 博巳 取得する株式の数 1,998株 出資比率 当社 66.6% NTTレゾナント株式会社 33.4% 投資額 100百万円</p>	<p>(4) 発行する新株予約権の総数 240個を上限とする。 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株。但し、(3)の規定により調整された場合は調整後の株式数によるものとする。)</p> <p>(5) 新株予約権の発行価額 無償とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 新株予約権1個の行使に際して払込みをすべき額は、当社が対象者に対して新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)のジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が発行日の終値(終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値とする(以下「払込価額」という。)。なお、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの額(以下「行使価額」という。)は、当初払込価額とし、行使価額は、以下の規定にしたがい調整されるものとする。</p> <p>( ) 新株予約権発行後、当社が当社株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$ <p>( ) 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で当社株式につき新株式の発行又は自己株式を処分(新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数(又は処分する自己株式数)} + \text{新株式発行(又は自己株式処分)前の時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新株式発行(又は自己株式処分)前の時価}}$ <p>また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも上記調整式によって調整される。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
		<p>( ) ( ) 後段の場合、( ) 前段の調整式における1株当たりの「払込金額」又は「処分価額」は、当該新株予約権を行使した場合の1株当たりの新株式の発行価額(商法第280条ノ20第4項の定義による。以下同様とする。)又は自己株式の処分価額(当該新株予約権の発行価額と当該新株予約権の行使の際の払込額の合計額をいう。以下同様とする。)をいう。</p> <p>( ) ( ) 前段の調整式において、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日、株主割がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における、当社の発行済普通株式総数をいうものとする。但し、当社の保有する自己株式数は含まないものとする。</p> <p>及び の規定にかかわらず、調整の結果得られた行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後に行使価額を調整する場合には、この差額を算入した価額を調整前行使価額とするものとする。</p> <p>( ) 当社が他社と新設合併又は吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を新設会社又は存続会社に承継することが認められたとき、</p> <p>( ) 当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社若しくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、又は( ) 株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 新株予約権を行使することができる期間平成19年6月24日から平成27年6月22日まで。但し、新株予約権の行使の条件又は当社と対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により、行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
		<p>(8) 新株予約権の行使の条件</p> <p>対象者は、以下の区分に従って新株予約権を行使することとする。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>( ) 対象者のうち新株予約権付与時点において当社が定める当社の取締役又は従業員である者(以下総称して「対象幹部社員」という。)については、</p> <p>A. 平成19年6月24日から平成20年6月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。</p> <p>B. 平成20年6月24日から平成21年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。</p> <p>C. 平成21年6月24日から平成22年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。</p> <p>D. 平成22年6月24日から平成27年6月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。</p> <p>( ) 対象者のうち新株予約権付与時点において対象幹部社員以外の当社の従業員である者(以下「対象従業員」という。)については、</p> <p>A. 平成19年6月24日から平成19年12月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。</p> <p>B. 平成19年12月24日から平成20年12月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。</p> <p>C. 平成20年12月24日から平成21年12月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。</p> <p>D. 平成21年12月24日から平成27年6月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
		<p>対象者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、又は従業員（顧問を含む）の地位（以下「権利行使資格」という。）を保有していることを要し、の適用がある場合を除き、対象者は権利行使資格の喪失と同時に権利行使資格の喪失時点において有していた新株予約権のすべてを放棄するものとする。</p> <p>の規定にかかわらず、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合、対象者は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。その場合の権利行使の期間は、平成19年 6月23日までに権利行使資格を喪失した場合は平成19年 9月23日まで、平成19年 6月24日以降に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後 3ヶ月を経過する日までとする。</p> <p>( ) 重度の心身の障害による執務不能 ( ) 定年による退職 ( ) 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍</p> <p>対象者が平成19年 6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は、資格喪失後 6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象者が平成19年 6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できない。</p> <p>対象者に、定款若しくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また、に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>( ) 対象幹部社員たる当社の取締役が  A．商法第254条ノ2に規定する欠格事由に該当するに至った場合。  B．商法第264条に違反する競業取引を行った場合。  C．商法第265条第 1 項各号記載の行為を行い、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合。  D．当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合。  E．禁固以上の刑に処せられた場合。  F．新株予約権を放棄した場合。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
		<p>( )対象幹部社員たる当社の従業員又は対象従業員が</p> <p>A．故意又は重大な過失によって当社に対して損害を与えた場合。</p> <p>B．当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役又はコンサルタントに就任又は就職した場合。</p> <p>C．禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>D．新株予約権を放棄した場合。</p> <p>当社は、対象者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額(自己株式の処分をする場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、新株予約権を行使しなければならない旨を定めることができ、かかる定めがある場合には、対象者はこれにしたがって新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>対象者は、新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。</p> <p>本条に定める新株予約権行使の条件は、対象者より新株予約権を承継した者(相続人を含む)にもその性質に反しない限り適用される。</p> <p>各新株予約権の一部行使はできないものとする(新株予約権1個を最低行使単位とする)。</p> <p>その他の条件については、平成17年6月23日開催予定の当社第8期定時株主総会(以下「本総会」という。)及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。</p> <p>(9)新株予約権の消却事由及び条件</p> <p>対象者が権利行使資格を喪失した場合、(8)又はに規定された期間が経過した場合、(8)に該当する場合、又は(8)に違反した場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>対象者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>当社は、平成23年6月24日以降はいつでも、未行使の新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
		<p>当社が株式交換又は株式移転によって他社の完全子会社となる株式交換契約書、又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社は無償で新株予約権を消却できる。</p> <p>本項に定める新株予約権の消却事由及び条件は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用される。</p> <p>新株予約権の消却に関するその他の事項については、本総会及び新株予約権の発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。</p> <p>(10) 新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。</p> <p>3. 株式の分割（無償交付） 当事業年度終了後、平成17年 5月19日開催の取締役会において、株式の分割（無償交付）に関し、以下のとおり決議いたしました。</p> <p>(1) 分割の目的 投資単位の引き下げによる投資家層の拡大や株式の流動性の向上を促し、当社の適正株価の形成を目的とする。</p> <p>(2) 分割の方法 平成17年 6月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主並びに端株原簿に記載又は記録された端株主の所有普通株式 1株につき 2株の割合をもって分割する。なお、当該株式分割の効力発生日は平成17年 8月19日とする。</p> <p>(3) 分割により増加する株式数 平成17年 6月30日最終の発行済株式数と同じ株式数とする。</p> <p>（注）株式分割により増加する株式数を具体的に明記していないのは、本取締役会決議日から分割基準日までの間にストックオプション（新株予約権）の権利行使により発行済株式総数が増加する可能性があり、割当日現在の発行済株式総数が確定できないためであります。</p> <p>(4) 配当起算日 平成17年 4月 1日</p> <p>(5) 上記の株式分割に伴い、商法第218条第2項の規定に基づき、当社定款上の「会社が発行する株式の総数」について、現行の94,000株を94,000株増加させ、188,000株に変更する。</p>

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																																				
		<p>(6) ストックオプション行使価額の調整 今回の株式の分割に伴い、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく、第1回から第5回までの各ストックオプション(新株予約権)の1株当たりの行使価額は次のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="963 405 1385 638"> <thead> <tr> <th>回号</th> <th>株主総会の特別決議日</th> <th>調整後行使価額</th> <th>調整前行使価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>平成14年12月19日</td> <td>15,230円</td> <td>30,460円</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>平成14年12月19日</td> <td>15,230円</td> <td>30,460円</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>平成15年 6月26日</td> <td>16,500円</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>平成15年10月10日</td> <td>18,000円</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>平成16年 6月24日</td> <td>125,000円</td> <td>250,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 1株当たり情報に及ぼす影響 当該株式分割が、前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、次のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="963 759 1385 1050"> <thead> <tr> <th></th> <th>第7期</th> <th>第8期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>21,021.79円</td> <td>105,957.95円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額</td> <td>6,304.10円</td> <td>10,884.40円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額</td> <td>-</td> <td>9,925.92円</td> </tr> </tbody> </table>	回号	株主総会の特別決議日	調整後行使価額	調整前行使価額	第1回	平成14年12月19日	15,230円	30,460円	第2回	平成14年12月19日	15,230円	30,460円	第3回	平成15年 6月26日	16,500円	33,000円	第4回	平成15年10月10日	18,000円	36,000円	第5回	平成16年 6月24日	125,000円	250,000円		第7期	第8期	1株当たり純資産額	21,021.79円	105,957.95円	1株当たり当期純利益金額	6,304.10円	10,884.40円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	9,925.92円
回号	株主総会の特別決議日	調整後行使価額	調整前行使価額																																			
第1回	平成14年12月19日	15,230円	30,460円																																			
第2回	平成14年12月19日	15,230円	30,460円																																			
第3回	平成15年 6月26日	16,500円	33,000円																																			
第4回	平成15年10月10日	18,000円	36,000円																																			
第5回	平成16年 6月24日	125,000円	250,000円																																			
	第7期	第8期																																				
1株当たり純資産額	21,021.79円	105,957.95円																																				
1株当たり当期純利益金額	6,304.10円	10,884.40円																																				
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	9,925.92円																																				

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第8期）（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）平成17年6月24日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書 平成17年7月1日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定（ストックオプション制度に伴う新株予約権発行）に基づくものであります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月8日

エキサイト株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 二村隆章 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木延行 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエキサイト株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エキサイト株式会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

なお、当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的にしている。

以上

---

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月 8 日

エキサイト株式会社

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 二村隆章 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木延行 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田憲一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエキサイト株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エキサイト株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。